

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

標記の件について、下記のとおり改正する。

記

- 1 改正事項
交通技能（自動車整備）の受験資格の見直しに伴う改正
- 2 改正内容
別紙及び新旧対照表のとおり
- 3 適用日
令和 5 年 4 月 1 日

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」の一部改正について

交通技能（自動車整備）採用選考の受験資格の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 項 番	内 容																				
<p>別表11</p> <p>職務分類基準(Ⅲ)1級職への採用選考基準及び方法</p>	<p>【交通技能（自動車整備）採用選考の受験資格の見直し】</p> <p>交通技能（自動車整備）の人材確保のため、採用選考の基準の経歴・資格・免許に自動車整備士の二種養成施設の三級自動車整備士養成課程の基礎講習を修了した者を新たに追加する。併せて、所要の規定整備を行う。</p> <p>(現行)</p> <table border="1" data-bbox="368 624 1487 999"> <thead> <tr> <th colspan="3">選考の基準及び方法</th> </tr> <tr> <th>経歴・資格・免許</th> <th>年齢</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者 2 自動車整備士資格を有する者 </td> <td> 18 歳以上 36 歳未満 </td> <td> 筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(改正案)</p> <table border="1" data-bbox="368 1104 1487 1800"> <thead> <tr> <th colspan="3">選考の基準及び方法</th> </tr> <tr> <th>経歴・資格・免許</th> <th>年齢</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 自動車整備士資格を有する者 2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程（<u>二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。</u>）を修了した者 3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者（<u>訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。</u>） 4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者 </td> <td></td> <td>(現行のとおり)</td> </tr> </tbody> </table>			選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢	方法	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者 2 自動車整備士資格を有する者	18 歳以上 36 歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接	選考の基準及び方法			経歴・資格・免許	年齢	方法	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 自動車整備士資格を有する者 2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程（ <u>二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。</u> ）を修了した者 3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者（ <u>訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。</u> ） 4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者		(現行のとおり)
選考の基準及び方法																					
経歴・資格・免許	年齢	方法																			
普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者 2 自動車整備士資格を有する者	18 歳以上 36 歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接																			
選考の基準及び方法																					
経歴・資格・免許	年齢	方法																			
普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 自動車整備士資格を有する者 2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程（ <u>二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。</u> ）を修了した者 3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者（ <u>訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。</u> ） 4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者		(現行のとおり)																			
<p>附則</p>	<p>この一般基準は、令和5年4月1日から適用する。</p>																				

「職員の採用・昇任等に関する一般基準」新旧対照表（抄）

改正案					現行						
職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)					職員の採用・昇任等に関する一般基準 (昭和61年3月26日 決定)						
1から17まで (現行のとおり)					1から17まで (略)						
付則 (現行のとおり)					付則 (略)						
附則 この一般基準は、令和5年4月1日から適用する。 (参考) (現行のとおり)					附則 この一般基準は、令和5年2月20日から適用する。 (参考) (略)						
別表1から別表10まで (現行のとおり)					別表1から別表10まで (略)						
別表11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法					別表11 職務分類基準(Ⅲ) 1級職への採用選考基準及び方法						
職種		給料	選考の基準及び方法			職種		給料	選考の基準及び方法		
			経歴・資格・免許	年齢	方法				経歴・資格・免許	年齢	方法
運輸系	電車運輸	(現行のとおり)									
	自動車運輸	(現行のとおり)									
	運輸技術	交通技能	保線	(現行のとおり)							
			電車整備	(現行のとおり)							
			電気	(現行のとおり)							
自動車整備			交企(二)の二1	普通自動車免許を有し、次のいずれかに該当する者 1 自動車整備士資格を有する者 2 道路運送車両法に基づき国土交通大臣が指定する自動車整備士の養成施設の課程(二種養成施設における三級自動車整備士養成課程の基礎講習を含む。)を修了した者 3 職業能力開発促進法における職業能力開発校において自動車整備と関連ある訓練科の課程を修了した者(訓練期間が1年以上の課程を修了した者に限る。) 4 学校教育法における学校又は学校に準ずる教育機関において職務と関連ある学科を卒業した者	18歳以上 36歳未満	筆記、クレペリン検査、適性検査、身体検査、面接					
別表12から別表27まで(現行のとおり)					別表12から別表27まで(略)						